

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 配偶者税額軽減から隠ぺい財産除外

相続税関係の6年度改正で、税率構造の見直し、基礎控除の引き上げ等が行われるが、配偶者の税額軽減も大幅にアップする。

この配偶者の税額軽減措置は、相続財産のうち、配偶者が法定相続分あるいは8,000万円のいずれか多い金額まで相続した場合には相続税を課さないというもの。

8,000万円は、いわば配偶者の税額軽減の最低保障額ともいえるものだが、今回の改正では、この金額が一挙に1億6,000万円に引き上げられる。

これは、特に大都市などで、相続税の支払いにより、配偶者が自宅等を売却しなければならないといったケースも見受けられたため、配偶者の相続後の生活の安定をも考慮したための措置。

ただし、今回の改正では、最低保障額的大幅アップとひきかえに一定の規制措置が設けられることに注意しなければならない。

この規制措置は、「適正な申告を確保するため、軽減措置の対象となる財産には、当初の申告の際に仮装又は隠ぺいされていた財産を含まないこととする」というものだ。

従来は、たとえ申告漏れとなっていた財産であっても、それが配偶者によって相続されており、しかも、配偶者の税額軽減の範囲内に収まっていれば、配偶者にかかる税額は生じないこととされていたが、今後は配偶者といえども追徴課税の対象となることになる。

